

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2020年8月27日(27.08.2020)



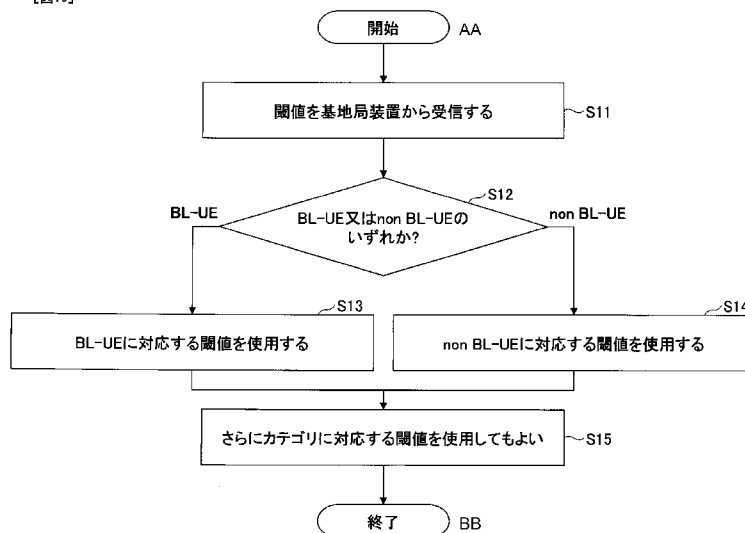
(10) 国際公開番号
WO 2020/171182 A1

- (51) 国際特許分類:
H04W 8/22 (2009.01) *H04W 28/18* (2009.01)
H04W 72/04 (2009.01) *H04W 48/08* (2009.01)
H04W 4/70 (2018.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2020/006892
- (22) 国際出願日: 2020年2月20日(20.02.2020)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2019-030370 2019年2月22日(22.02.2019) JP
- (71) 出願人:株式会社NTTドコモ(NTT DOCOMO, INC.) [JP/JP]; 〒1006150 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 谷川 博昭 (TANIKAWA, Hiroaki); 〒1006150 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー 株式会社NTTドコモ 知的財産部内 Tokyo (JP). 大久保 尚人 (OOKUBO, Naoto); 〒1006150 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー 株式会社NTTドコモ 知的財産部内 Tokyo (JP). 松川 隆介 (MATSUKAWA, Ryusuke); 〒1006150 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー 株式会社NTTドコモ 知的財産部内 Tokyo (JP). 武田 大樹 (TAKEDA, Daiki); 〒1006150 東京都千代田区永田町2丁目11

(54) Title: USER DEVICE AND BASE STATION DEVICE

(54) 発明の名称: ユーザ装置及び基地局装置

[図10]



S11 Receive threshold values from base station device
S12 BL-UE or non-BL-UE?
S13 Use threshold value corresponding to BL-UE
S14 Use threshold value corresponding to non-BL-UE
S15 Optionally use threshold value corresponding to category
AA Start
BB End

(57) Abstract: This user device comprises: a reception unit which receives from a base station device a plurality of threshold values to be used for a determination in a coverage enhancement mode; a control unit which, on the basis of whether the user device is of a prescribed type, selects from the plurality of threshold values received a threshold value to be used for the determination in the coverage enhancement mode; and a communication unit which communicates with the base station device in an enhanced coverage, using the selected threshold value to be used for the determination in the

WO 2020/171182 A1

番 1 号 山王パークタワー 株式会社 N T T ド
コモ 知的財産部内 Tokyo (JP). アキノ アラン
(**AQUINO, Alan**); 〒1006150 東京都千代田区永
田町 2 丁目 1 1 番 1 号 山王パークタワー 株式
会社 N T T ドコモ 知的財産部内 Tokyo (JP).

(74) 代理人: 伊東 忠重, 外 (**ITOH, Tadashige et al.**);
〒1000005 東京都千代田区丸の内二丁目 1
番 1 号 丸の内 M Y P L A Z A (明治安
田生命ビル) 16 階 Tokyo (JP).

(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保
護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ,
BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH,
CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO,
DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT,
HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JO, JP, KE, KG, KH,
KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY,
MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ,
NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT,
QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL,
ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG,
US, UZ, VC, VN, WS, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保
護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS,
MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM,
ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ,
TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ,
DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT,
LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS,
SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM,
GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

一 国際調査報告 (条約第21条(3))

coverage enhancement mode for coverage determination in the coverage enhancement mode.

(57) 要約: ユーザ装置は、カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値を基地局装置から受信する受信部と、自装置が所定の種別であるか否かに基づいて、前記受信された複数の閾値からカバレッジ拡張モードにおける判定に使用する閾値を選択する制御部と、前記選択されたカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値を、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用して、拡張されたカバレッジにおいて前記基地局装置と通信する通信部とを有する。

明 細 書

発明の名称： ユーザ装置及び基地局装置

技術分野

[0001] 本発明は、無線通信システムにおけるユーザ装置及び基地局装置に関する。

背景技術

[0002] LTE (Long Term Evolution) の後継システムであるNR (New Radio) (「5G」ともいう。) においては、要求条件として、大容量のシステム、高速なデータ伝送速度、低遅延、多数の端末の同時接続、低コスト、省電力等を満たす技術が検討されている (例えば非特許文献1)。

[0003] LTEでは、ユーザ装置は無線アクセス能力によってカテゴリズされている (例えば非特許文献1)。例えば、スマートメータのようなM2M (machine to machine communications) デバイスを対象として、スループットを抑え、モデムの複雑性低下による端末コスト削減及び極めて低い消費電力を実現するカテゴリM1又はM2が規定される (例えば非特許文献2)。カテゴリM1又はM2に区分されるユーザ装置は、帯域幅を制限し複雑性を低下させたBL (Bandwidth reduced Low complexity) - UE (User Equipment) と呼ばれる。一方、カテゴリ0以上に区分されるユーザ装置は、non-BL-UEと呼ばれてもよい。

先行技術文献

非特許文献

[0004] 非特許文献1：3GPP TS 36.306 V15.4.0 (2018-12)

非特許文献2：3GPP TS 36.300 V15.4.0 (2018-12)

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] LTEの無線通信システムにおいて、繰り返し送信によるカバレッジ拡張（CE : Coverage Enhancement）モードは、BL-UEが使用可能である。一方、non-BL-UEもまたCEモードを使用可能である。しかしながら、BL-UEとnon-BL-UEとがCEモードに使用するパラメータは同一であったため、BL-UEとnon-BL-UEそれぞれの実際のカバレッジにパラメータが適合していなかった。

[0006] 本発明は上記の点に鑑みてなされたものであり、ユーザ装置の能力に応じたカバレッジ拡張モードを適用することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0007] 開示の技術によれば、カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値を基地局装置から受信する受信部と、自装置が所定の種別であるか否かに基づいて、前記受信された複数の閾値からカバレッジ拡張モードにおける判定に使用する閾値を選択する制御部と、前記選択されたカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値を、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用して、拡張されたカバレッジにおいて前記基地局装置と通信する通信部とを有するユーザ装置が提供される。

発明の効果

[0008] 開示の技術によれば、ユーザ装置の能力に応じたカバレッジ拡張モードを適用することができる。

図面の簡単な説明

[0009] [図1]本発明の実施の形態における無線通信システムを説明するための図である。

[図2]CEモードを説明するための図である。

[図3]CEモードによるカバレッジの判定を説明するための図である。

[図4]CEモードによるカバレッジの例（1）を説明するための図である。

[図5]CEモードによるカバレッジの例（2）を説明するための図である。

[図6]CEモードによるカバレッジの例（3）を説明するための図である。

[図7]本発明の実施の形態におけるCEモードに係る仕様変更例（1）である

。
[図8]本発明の実施の形態におけるC Eモードに係る仕様変更例（2）である

。
[図9]本発明の実施の形態におけるC Eモードに係る仕様変更例（3）である

。
[図10]本発明の実施の形態におけるC Eモードに係る動作例を説明するためのフローチャートである。

[図11]本発明の実施の形態における基地局装置10の機能構成の一例を示す図である。

[図12]本発明の実施の形態におけるユーザ装置20の機能構成の一例を示す図である。

[図13]本発明の実施の形態における基地局装置10又はユーザ装置20のハードウェア構成の一例を示す図である。

発明を実施するための形態

[0010] 以下、図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。なお、以下で説明する実施の形態は一例であり、本発明が適用される実施の形態は、以下の実施の形態に限られない。

[0011] 本発明の実施の形態の無線通信システムの動作にあたっては、適宜、既存技術が使用される。ただし、当該既存技術は、例えば既存のL T Eであるが、既存のL T Eに限られない。また、本明細書で使用する用語「L T E」は、特に断らない限り、L T E - A d v a n c e d、及び、L T E - A d v a n c e d以降の方式（例：N R）を含む広い意味を有するものとする。

[0012] また、以下で説明する本発明の実施の形態では、既存のL T Eで使用されているS S（Synchronization signal）、P S S（Primary S S）、S S S（S econdary S S）、P B C H（Physical broadcast channel）、P R A C H（P hysical random access channel）、等の用語を使用する。これは記載の便宜上のためであり、これらと同様の信号、機能等が他の名称で呼ばれてもよい。また、N Rにおける上述の用語は、N R - S S、N R - P S S、N R - S

SS、NR-PBCH、NR-PRACH等に対応する。ただし、NRに使用される信号であっても、必ずしも「NR」と明記しない。

[0013] また、本発明の実施の形態において、複信 (Duplex) 方式は、TDD (Time Division Duplex) 方式でもよいし、FDD (Frequency Division Duplex) 方式でもよいし、又はそれ以外 (例えば、Flexible Duplex等) の方式でもよい。

[0014] また、本発明の実施の形態において、無線パラメータ等が「設定される (Configure)」とは、所定の値が予め設定 (Pre-configure) されることであってもよいし、基地局装置10又はユーザ装置20から通知される無線パラメータが設定されることであってもよい。

[0015] 図1は、本発明の実施の形態における無線通信システムを説明するための図である。本発明の実施の形態における無線通信システムは、図1に示されるように、基地局装置10及びユーザ装置20を含む。図1には、基地局装置10、ユーザ装置20A及びユーザ装置20B (以下、ユーザ装置20Aとユーザ装置20Bを区別しない場合、「ユーザ装置20」という。) が1つずつ示されているが、これは例であり、それぞれさらに多数であってもよい。

[0016] 基地局装置10は、1つ以上のセルを提供し、ユーザ装置20と無線通信を行う通信装置である。無線信号の物理リソースは、時間領域及び周波数領域で定義され、時間領域はOFDMシンボル数で定義されてもよいし、周波数領域はサブキャリア数又はリソースブロック数で定義されてもよい。基地局装置10は、同期信号及びシステム情報をユーザ装置20に送信する。同期信号は、例えば、NR-PSS及びNR-SSSである。システム情報は、例えば、NR-PBCHにて送信され、報知情報ともいう。図1に示されるように、基地局装置10は、DL (Downlink) で制御信号又はデータをユーザ装置20に送信し、UL (Uplink) で制御信号又はデータをユーザ装置20から受信する。基地局装置10及びユーザ装置20はいずれも、ビームフォーミングを行って信号の送受信を行うことが可能であってもよい。また

、基地局装置 10 及びユーザ装置 20 はいずれも、MIMO (Multiple Input Multiple Output) による通信を DL 又は UL に適用することが可能であってもよい。また、基地局装置 10 及びユーザ装置 20 はいずれも、CA (Carrier Aggregation) による SCeII (Secondary Cell) 及び PCeII (Primary Cell) を介して通信を行ってもよい。

[0017] ユーザ装置 20A は、M2M (Machine-to-Machine) 用通信モジュール等の無線通信機能を備えた通信装置であり、ユーザ装置 20B は、スマートフォン、携帯電話機、タブレット、ウェアラブル端末等の無線通信機能を備えた通信装置である。ユーザ装置 20 は、DL で制御信号又はデータを基地局装置 10 から受信し、UL で制御信号又はデータを基地局装置 10 に送信することで、無線通信システムにより提供される各種通信サービスを利用する。

[0018] 基地局装置 10 は、PDCCH (Physical Downlink Control Channel) 又は PDSCH (Physical Downlink Shared Channel) をユーザ装置 20 に送信する。例えば、スケジューリングに係る情報は PDCCH を介してユーザ装置 20 に送信され、データは PDSCH を介してユーザ装置 20 に送信される。また、図 1 に示されるように、ユーザ装置 20 は、スケジューリングに係る情報に基づいて、PUSCH (Physical Downlink Shared Channel) を基地局装置 10 に送信する。

[0019] ユーザ装置 20A は、帯域幅を制限し複雑性を低下させた BL (Bandwidth reduced Low complexity) -UE (User Equipment) であってもよい。BL-UE は、基地局装置 10 から分離されたセットであるシステム情報ブロック (例えば、「SIB1-BR」) を受信する。BL-UE は、低送信電力であり、アンテナ数は少ない。BL-UE の UE カテゴリは、カテゴリ M1 又はカテゴリ M2 である。カテゴリ M1 又はカテゴリ M2 は、共にカテゴリ M としてもよい。BL-UE のカバレッジは、通常の non-BL-UE と比較して狭い。ここでカバレッジとは、セルのタワーアンテナを中心として接続を維持できる範囲を示す。

- [0020] ユーザ装置20Bは、non-BL-UEであってもよい。non-BL-UEは、BL-UEと比較して高いデータレートを実現し送信電力は大きい。non-BL-UEは、共通のシステム情報ブロックを利用する。non-BL-UEのUEカテゴリは、カテゴリ0、カテゴリ1、カテゴリ1bis、カテゴリ2、カテゴリ3等である。ここで、例えば、カテゴリ1又はカテゴリ1bisのようなnon-BL-UEであっても、M2M通信に使用されることがある。
- [0021] 図2は、CEモードを説明するための図である。CE (Coverage Enhancement) モードは、低送信電力等の悪条件においてカバレッジを増大させるために、データを繰り返して送受信することで、BL-UEをアシストするモードである。例えば、住宅に設置されるM2M-UE (例えば、スマートメータ) が、CEモードを利用する。
- [0022] 図2に示されるように、CEモードAは、CEレベルがレベル0又はレベル1の場合を含み、繰り返し送信は、0回から32回程度の比較的少ない回数がサポートされる。CEモードAによるカバレッジは、UEカテゴリ1と等価になる程度のカバレッジを想定する。
- [0023] 図2に示されるように、CEモードBは、CEレベルがレベル2又はレベル3の場合を含み、繰り返し送信は、192回から2048回程度の比較的多い回数がサポートされる。CEモードBによるカバレッジは、UEカテゴリ1に対して+15dBとなるカバレッジと等価になる程度のカバレッジを想定する。
- [0024] なお、図2に示されるRSRP (Reference Signal Received Power) は、CEレベルが低いほど受信環境が良いことを示し、カバレッジは、CEレベルが高いほどCEモードを適用しない場合に比べてカバレッジ拡張の度合いが大きいことを示す。
- [0025] ここで、CEモードは、主にBL-UEに適用されるケースが想定されるが、non-BL-UEに対してもCEモードを適用することが可能である。

- [0026] 図3は、CEモードによるカバレッジの判定を説明するための図である。ユーザ装置20は、自装置のカバレッジを決定するため、図3に示される閾値による判定を実行する。ユーザ装置20は、測定結果である $Q_{rxlevmeas}$ 及び $Q_{qualmeas}$ と、図3に示される閾値を比較する。 $Q_{rxlevmeas}$ は、測定された受信レベル(RSRP)を示し、 $Q_{qualmeas}$ は、測定された品質レベル(RSRQ: Reference Signal Received Quality)を示す。
- [0027] 通常カバレッジは、 $Q_{rxlevmeas} \geq Q_{rxlevmin}$ 及び $Q_{qualmeas} \geq Q_{qualmin}$ で判定される。すなわち、 $Q_{rxlevmin}$ 及び $Q_{qualmin}$ は、通常カバレッジを判定するための最小要求レベルを示す閾値である。
- [0028] CEモードAによる拡張カバレッジは、 $Q_{rxlevmin} \geq Q_{rxlevmeas} \geq Q_{rxlevmin_CE}$ 及び $Q_{qualmin} \geq Q_{qualmeas} \geq Q_{qualmin_CE}$ で判定される。すなわち、 $Q_{rxlevmin_CE}$ 及び $Q_{qualmin_CE}$ は、CEモードAによる拡張カバレッジを判定するための最小要求レベルを示す閾値である。
- [0029] CEモードBによる拡張カバレッジは、 $Q_{rxlevmin_CE} \geq Q_{rxlevmeas} \geq Q_{rxlevmin_CE1}$ 及び $Q_{qualmin_CE} \geq Q_{qualmeas} \geq Q_{qualmin_CE1}$ で判定される。すなわち、 $Q_{rxlevmin_CE1}$ 及び $Q_{qualmin_CE1}$ は、CEモードBによる拡張カバレッジを判定するための最小要求レベルを示す閾値である。
- [0030] カバレッジ外は、 $Q_{rxlevmin_CE1} \geq Q_{rxlevmeas}$ 及び $Q_{qualmin_CE1} \geq Q_{qualmeas}$ で判定される。
- [0031] ここで、通常カバレッジに係る判定は、non-BL-UEとBL-UEとで異なる閾値が使用される。すなわち、通常カバレッジを判定するための閾値 $Q_{rxlevmin}$ 及び $Q_{qualmin}$ は、non-BL-UEとBL-UEとで異なる値が使用される。 $Q_{rxlevmin}$ 及び $Q_{qualmin}$ は、SIB1及びSIB1-BRにそれぞれ含まれる。
- [0032] しかしながら、CEモードによる拡張カバレッジに係る判定は、non-BL-UEとBL-UEとで同一の閾値が使用される。すなわち、拡張カバレッジを判定するための閾値 $Q_{rxlevmin_CE}$ 、 $Q_{qualmin_CE}$ 、 $Q_{rxlevmin_CE1}$ 及び $Q_{qualmin_CE1}$ は、non-BL-UEとBL-UEとで同一の値

が使用される。 $Q_{rxlevmin_CE}$ 、 $Q_{qualmin_CE}$ 、 $Q_{rxlevmin_CE1}$ 及び $Q_{qualmin_CE1}$ は、SIB1-BRのみに含まれる。その結果、non-BL-UE及びBL-UEに対して、CEモードA及びCEモードBを判定する閾値のオペレータによる最適化が困難になる。例えば、non-BL-UE及びBL-UEが共にCEモードを適用して同一のセルに在圏する場合、実際には送受信ができない状態であっても、デバイスがカバレッジ内であると判定することがある。

[0033] 図4は、CEモードによるカバレッジの例(1)を説明するための図である。図3に示される閾値による通常カバレッジの判定を図示したものが図4である。図4に示される領域「Normal」は通常カバレッジに対応し、領域「A」はCEモードAの拡張カバレッジに対応し、領域「B」はCEモードBの拡張カバレッジに対応する。

[0034] 上述のとおり、通常カバレッジを判定する閾値は、non-BL-UEとBL-UEとで独立して設定される。図4に示されるように、カテゴリMであるBL-UEの通常カバレッジは、SIB1-BRに含まれる $Q_{rxlevmin}$ で判定される。また、図4に示されるように、カテゴリ1であるnon-BL-UEの通常カバレッジは、SIB1に含まれる $Q_{rxlevmin}$ で判定される。しかしながら、CEモードA及びCEモードBを判定する閾値は共通して設定される。一方、non-BL-UE及びBL-UE双方が満足する領域A又は領域Bを満たす共通の閾値は、領域Aと領域Bが異なるため存在しない。したがって、共通して設定された閾値による判定と、UEの実際の通信状態とで齟齬が生じる。

[0035] 図5は、CEモードによるカバレッジの例(2)を説明するための図である。図3に示される閾値によるCEモードの拡張カバレッジの判定を図示したものが図5である。図5に示される領域「Normal」は通常カバレッジに対応し、領域「A」はCEモードAの拡張カバレッジに対応し、領域「B」はCEモードBの拡張カバレッジに対応する。

[0036] 図5に示されるように、CEモードA及びCEモードBを判定する閾値が

、カテゴリMのBL-UEを対象として設定された場合、non-BL-UEは、CEモードBの拡張カバレッジである領域「B」に位置するにもかかわらず、CEモードBを判定する閾値よりも測定結果が悪いためカバレッジ外と判定し、実際には通信可能であるにもかかわらず通信することができない。また、non-BL-UEは、CEモードAの拡張カバレッジである領域「A」に位置するにもかかわらず、CEモードAを判定する閾値よりも測定結果が悪いためCEモードBの拡張カバレッジに位置すると判定し、実際にはCEモードAで通信可能であるにもかかわらずCEモードBの繰り返し送信を実行することで過剰にリソースを消費する。

[0037] 図6は、CEモードによるカバレッジの例(3)を説明するための図である。図3に示される閾値によるCEモードの拡張カバレッジの判定を図示したものが図6である。図6に示される領域「Normal」は通常カバレッジに対応し、領域「A」はCEモードAの拡張カバレッジに対応し、領域「B」はCEモードBの拡張カバレッジに対応する。

[0038] 図6に示されるように、CEモードA及びCEモードBを判定する閾値が、カテゴリ1のnon-BL-UEを対象として設定された場合、BL-UEは、カバレッジ外に位置するにもかかわらず、CEモードBを判定する閾値よりも測定結果が良いためCEモードBの拡張カバレッジに位置すると判定し、実際には通信不可能であるにもかかわらずCEモードBの繰り返し送信を実行することで過剰にリソースを消費する。また、BL-UEは、CEモードBの拡張カバレッジである領域「B」に位置するにもかかわらず、CEモードAを判定する閾値よりも測定結果が良いためCEモードAの拡張カバレッジに位置すると判定し、実際にはCEモードBで通信可能であるにもかかわらずCEモードAを使用するため通信が困難となる。

[0039] そこで、non-BL-UE及びBL-UEに拡張カバレッジを判定するための閾値を個別に設定することを許容する。基地局装置10において、non-BL-UEとBL-UEとに対して、分離された拡張カバレッジを判定するための閾値を報知する。また、ユーザ装置20において、自装置がB

L-UEであるか否かに基づいて、non-BL-UE及びBL-UEは、それぞれ適切な拡張カバレッジを判定するための閾値を取得する。

[0040] 図7は、本発明の実施の形態におけるCEモードに係る仕様変更例(1)である。図7に示されるように、基地局装置10すなわちeNB又はgNBにおいて、オペレータは、non-BL-UEが使用する追加のCEモードにおける判定に使用する閾値「 $q-RxLevMinCE-nonBL-r13$ 」、「 $q-QualMinRSRQ-CE-nonBL-r13$ 」、「 $q-RxLevMinCE1-nonBL-r13$ 」、「 $q-QualMinRSRQ-CE1-nonBL-r13$ 」をユーザ装置20に通知するように設定してもよい。なお、情報要素の名称は例であり、他の名称であってもよい。また、図7に示される閾値「 $-150dBm$ 」、「 $-22.5dB$ 」等は例であり、他の値であってもよい。

[0041] 図8は、本発明の実施の形態におけるCEモードに係る仕様変更例(2)である。

図8に示されるように、BL-UEであるUEカテゴリMのユーザ装置20A、non-BL-UEであるUEカテゴリ1bisのユーザ装置20B、UEカテゴリ1のユーザ装置20C及びUEカテゴリ2+のユーザ装置20Dは、基地局装置10から通知されたCEモードにおける判定に使用する閾値を自装置がBL-UEであるか否かに基づいて選択する。例えば、ユーザ装置20Aは、BL-UEであるため、「 $q-RxLevMinCE-r13$ 」及び「 $q-QualMinRSRQ-CE1-r13$ 」を選択する。一方、ユーザ装置20B、ユーザ装置20C及びユーザ装置20Dは、BL-UEではないため「 $q-RxLevMinCE-nonBL-r13$ 」及び「 $q-QualMinRSRQ-CE1-nonBL-r13$ 」を選択する。

[0042] 図9は、本発明の実施の形態におけるCEモードに係る仕様変更例(3)である。基地局装置10すなわちeNB又はgNBにおいて、オペレータは、non-BL-UE又はBL-UEが使用する追加のCEモードにおける

判定に使用する閾値をUEカテゴリごとに設定してもよい。図9に示されるように、UEカテゴリ1のユーザ装置20向けの閾値として「q-RxLevMinCE-Cat1-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE-Cat1-r13」、「q-RxLevMinCE1-Cat1-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE1-Cat1-r13」を設定してもよい。同様に、UEカテゴリ1bisのユーザ装置20向けの閾値として「q-RxLevMinCE-Cat1bis-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE-Cat1bis-r13」、「q-RxLevMinCE1-Cat1bis-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE1-Cat1bis-r13」を設定してもよい。同様にUEカテゴリMのユーザ装置20向けの閾値として「q-RxLevMinCE-CatM-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE-CatM-r13」、「q-RxLevMinCE1-CatM-r13」、「q-QualMinRSRQ-CE1-CatM-r13」を設定してもよい。なお、情報要素の名称は例であり、他の名称であってもよい。また、図9に示される閾値「-143dBm」、「-146dBm」、「-150dBm」等は例であり、他の値であってもよい。

[0043] 図10は、本発明の実施の形態におけるCEモードに係る動作例を説明するためのフローチャートである。図10を用いて、ユーザ装置20におけるCEモードにおける判定に使用する閾値の選択に係る動作例を説明する。

[0044] ステップS11において、ユーザ装置20は、CEモードにおける判定に使用する閾値を基地局装置10から受信する。基地局装置10は、CEモードにおける判定に使用する閾値を報知情報又は他のRRC (Radio Resource Control) メッセージを介してユーザ装置20に通知してもよい。続いて、ユーザ装置20は、自装置がBL-UE又はnon-BL-UEのいずれかを判定する。自装置がBL-UEである場合、ステップS13に進み、自装置がnon-BL-UEである場合、ステップS14に進む。ステップS13において、ユーザ装置20は、BL-UEに対応するCEモードにおける判

定に使用する閾値を使用する。

[0045] ステップS14において、ユーザ装置20は、non-BL-UEに対応するCEモードにおける判定に使用する閾値を使用する。ステップS15において、基地局装置10からUEカテゴリごとのCEモードにおける判定に使用する閾値が通知されている場合、ユーザ装置20は、自装置のUEカテゴリに対応するCEモードにおける判定に使用する閾値を使用してもよい。

[0046] 上述の実施例により、多数のユーザ装置20が、同一のセルに在圏している場合であっても、各ユーザ装置20の能力に応じたCEモードにおける判定に使用する閾値が個別に設定されるため、様々な状況において自装置がカバレッジ内であるかカバレッジ外であるかを正確に判定して表示することができる。

[0047] すなわち、ユーザ装置の能力に応じたカバレッジ拡張モードを適用することができる。

[0048] (装置構成)

次に、これまでに説明した処理及び動作を実行する基地局装置10及びユーザ装置20の機能構成例を説明する。基地局装置10及びユーザ装置20は上述した実施例を実施する機能を含む。ただし、基地局装置10及びユーザ装置20はそれぞれ、実施例の中の一部の機能のみを備えることとしてもよい。

[0049] <基地局装置10>

図11は、基地局装置10の機能構成の一例を示す図である。図11に示されるように、基地局装置10は、送信部110と、受信部120と、設定部130と、制御部140とを有する。図11に示される機能構成は一例に過ぎない。本発明の実施の形態に係る動作を実行できるのであれば、機能区分及び機能部の名称はどのようなものでもよい。

[0050] 送信部110は、ユーザ装置20側に送信する信号を生成し、当該信号を無線で送信する機能を含む。受信部120は、ユーザ装置20から送信された各種の信号を受信し、受信した信号から、例えばより上位のレイヤの情報

を取得する機能を含む。また、送信部 110 は、ユーザ装置 20 へ NR-PSS、NR-SSS、NR-PBCH、DL/UL 制御信号、DL/UL データ信号等を送信する機能を有する。

[0051] 設定部 130 は、予め設定される設定情報、及び、ユーザ装置 20 に送信する各種の設定情報を記憶装置に格納し、必要に応じて記憶装置から読み出す。設定情報の内容は、例えば、ユーザ装置 20 の CE モードに係る設定等である。

[0052] 制御部 140 は、実施例において説明したように、ユーザ装置 20 にスケジューリングを行い、下りデータの送信及び上りデータの受信を制御する。制御部 140 は、CE モードに係る設定をユーザ装置 20 に送信する。制御部 140 における信号送信に関する機能部を送信部 110 に含め、制御部 140 における信号受信に関する機能部を受信部 120 に含めてもよい。

[0053] <ユーザ装置 20>

図 12 は、ユーザ装置 20 の機能構成の一例を示す図である。図 12 に示されるように、ユーザ装置 20 は、送信部 210 と、受信部 220 と、設定部 230 と、制御部 240 とを有する。図 12 に示される機能構成は一例に過ぎない。本発明の実施の形態に係る動作を実行できるのであれば、機能区分及び機能部の名称はどのようなものでもよい。

[0054] 送信部 210 は、送信データから送信信号を作成し、当該送信信号を無線で送信する。受信部 220 は、各種の信号を無線受信し、受信した物理レイヤの信号からより上位のレイヤの信号を取得する。また、受信部 220 は、基地局装置 10 から送信される NR-PSS、NR-SSS、NR-PBCH、DL/UL/SL 制御信号等を受信する機能を有する。また、例えば、送信部 210 は、D2D 通信として、他のユーザ装置 20 に、PSCCH (Physical Sidelink Control Channel)、PSSCH (Physical Sidelink Shared Channel)、PSDCH (Physical Sidelink Discovery Channel)、PSBCH (Physical Sidelink Broadcast Channel) 等を送信し、受信部 120 は、他のユーザ装置 20 から、PSCCH、PSSCH、PSDCH 又は

P S B C H等を受信する。

[0055] 設定部230は、受信部220により基地局装置10又はユーザ装置20から受信した各種の設定情報を記憶装置に格納し、必要に応じて記憶装置から読み出す。また、設定部230は、予め設定される設定情報も格納する。設定情報の内容は、例えば、ユーザ装置20のCEモードに係る設定等である。

[0056] 制御部240は、実施例において説明したように、基地局装置10から取得したスケジューリングに基づいて、下りデータの受信及び上りデータの送信を制御する。また、制御部240は、基地局装置10から受信したCEモードに係る設定を適用した通信制御を実行する。制御部240における信号送信に関する機能部を送信部210に含め、制御部240における信号受信に関する機能部を受信部220に含めてもよい。

[0057] (ハードウェア構成)

上記実施形態の説明に用いたブロック図(図11及び図12)は、機能単位のブロックを示している。これらの機能ブロック(構成部)は、ハードウェア及びソフトウェアの少なくとも一方の任意の組み合わせによって実現される。また、各機能ブロックの実現方法は特に限定されない。すなわち、各機能ブロックは、物理的又は論理的に結合した1つの装置を用いて実現されてもよいし、物理的又は論理的に分離した2つ以上の装置を直接的又は間接的に(例えば、有線、無線などを用いて)接続し、これら複数の装置を用いて実現されてもよい。機能ブロックは、上記1つの装置又は上記複数の装置にソフトウェアを組み合わせて実現されてもよい。

[0058] 機能には、判断、決定、判定、計算、算出、処理、導出、調査、探索、確認、受信、送信、出力、アクセス、解決、選択、選定、確立、比較、想定、期待、見做し、報知(broadcasting)、通知(notifying)、通信(communicating)、転送(forwarding)、構成(configuring)、再構成(reconfiguring)、割り当て(allocating、mapping)、割り振り(assigning)などがあるが、これらに限られない。たとえば、送信を機能させる機能ブロック(構

成部)は、送信部 (transmitting unit) や送信機 (transmitter) と呼称される。いずれも、上述したとおり、実現方法は特に限定されない。

[0059] 例えば、本開示の一実施の形態における基地局装置10、ユーザ装置20等は、本開示の無線通信方法の処理を行うコンピュータとして機能してもよい。図13は、本開示の一実施の形態に係る基地局装置10及びユーザ装置20のハードウェア構成の一例を示す図である。上述の基地局装置10及びユーザ装置20は、物理的には、プロセッサ1001、記憶装置1002、補助記憶装置1003、通信装置1004、入力装置1005、出力装置1006、バス1007などを含むコンピュータ装置として構成されてもよい。

[0060] なお、以下の説明では、「装置」という文言は、回路、デバイス、ユニット等に読み替えることができる。基地局装置10及びユーザ装置20のハードウェア構成は、図に示した各装置を1つ又は複数含むように構成されてもよいし、一部の装置を含まずに構成されてもよい。

[0061] 基地局装置10及びユーザ装置20における各機能は、プロセッサ1001、記憶装置1002等のハードウェア上に所定のソフトウェア (プログラム) を読み込ませることによって、プロセッサ1001が演算を行い、通信装置1004による通信を制御したり、記憶装置1002及び補助記憶装置1003におけるデータの読み出し及び書き込みの少なくとも一方を制御したりすることによって実現される。

[0062] プロセッサ1001は、例えば、オペレーティングシステムを動作させてコンピュータ全体を制御する。プロセッサ1001は、周辺装置とのインタフェース、制御装置、演算装置、レジスタ等を含む中央処理装置 (CPU: Central Processing Unit) で構成されてもよい。例えば、上述の制御部140、制御部240等は、プロセッサ1001によって実現されてもよい。

[0063] また、プロセッサ1001は、プログラム (プログラムコード)、ソフトウェアモジュール又はデータ等を、補助記憶装置1003及び通信装置1004の少なくとも一方から記憶装置1002に読み出し、これらに従って各

種の処理を実行する。プログラムとしては、上述の実施の形態において説明した動作の少なくとも一部をコンピュータに実行させるプログラムが用いられる。例えば、図11に示した基地局装置10の制御部140は、記憶装置1002に格納され、プロセッサ1001で動作する制御プログラムによって実現されてもよい。また、例えば、図12に示したユーザ装置20の制御部240は、記憶装置1002に格納され、プロセッサ1001で動作する制御プログラムによって実現されてもよい。上述の各種処理は、1つのプロセッサ1001によって実行される旨を説明してきたが、2以上のプロセッサ1001により同時又は逐次に実行されてもよい。プロセッサ1001は、1以上のチップによって実装されてもよい。なお、プログラムは、電気通信回線を介してネットワークから送信されてもよい。

[0064] 記憶装置1002は、コンピュータ読み取り可能な記録媒体であり、例えば、ROM (Read Only Memory)、EPROM (Erasable Programmable ROM)、EEPROM (Electrically Erasable Programmable ROM)、RAM (Random Access Memory) 等の少なくとも1つによって構成されてもよい。記憶装置1002は、レジスタ、キャッシュ、メインメモリ（主記憶装置）等と呼ばれてもよい。記憶装置1002は、本開示の一実施の形態に係る通信方法を実施するために実行可能なプログラム（プログラムコード）、ソフトウェアモジュール等を保存することができる。

[0065] 補助記憶装置1003は、コンピュータ読み取り可能な記録媒体であり、例えば、CD-ROM (Compact Disc ROM) 等の光ディスク、ハードディスクドライブ、フレキシブルディスク、光磁気ディスク（例えば、コンパクトディスク、デジタル多用途ディスク、Blu-ray（登録商標）ディスク）、スマートカード、フラッシュメモリ（例えば、カード、スティック、キードライブ）、フロッピー（登録商標）ディスク、磁気ストリップ等の少なくとも1つによって構成されてもよい。上述の記憶媒体は、例えば、記憶装置1002及び補助記憶装置1003の少なくとも一方を含むデータベース、サーバその他の適切な媒体であってもよい。

- [0066] 通信装置1004は、有線ネットワーク及び無線ネットワークの少なくとも一方を介してコンピュータ間の通信を行うためのハードウェア（送受信デバイス）であり、例えばネットワークデバイス、ネットワークコントローラ、ネットワークカード、通信モジュールなどともいう。通信装置1004は、例えば周波数分割複信（FDD：Frequency Division Duplex）及び時分割複信（TDD：Time Division Duplex）の少なくとも一方を実現するために、高周波スイッチ、デュプレクサ、フィルタ、周波数シンセサイザなどを含んで構成されてもよい。例えば、送受信アンテナ、アンプ部、送受信部、伝送路インターフェース等は、通信装置1004によって実現されてもよい。送受信部は、送信部と受信部とで、物理的に、または論理的に分離された実装がなされてもよい。
- [0067] 入力装置1005は、外部からの入力を受け付ける入力デバイス（例えば、キーボード、マウス、マイクロフォン、スイッチ、ボタン、センサ等）である。出力装置1006は、外部への出力を実施する出力デバイス（例えば、ディスプレイ、スピーカー、LEDランプ等）である。なお、入力装置1005及び出力装置1006は、一体となった構成（例えば、タッチパネル）であってもよい。
- [0068] また、プロセッサ1001及び記憶装置1002等の各装置は、情報を通信するためのバス1007によって接続される。バス1007は、単一のバスを用いて構成されてもよいし、装置間ごとに異なるバスを用いて構成されてもよい。
- [0069] また、基地局装置10及びユーザ装置20は、マイクロプロセッサ、デジタル信号プロセッサ（DSP：Digital Signal Processor）、ASIC（Application Specific Integrated Circuit）、PLD（Programmable Logic Device）、FPGA（Field Programmable Gate Array）等のハードウェアを含んで構成されてもよく、当該ハードウェアにより、各機能ブロックの一部又は全てが実現されてもよい。例えば、プロセッサ1001は、これらのハードウェアの少なくとも1つを用いて実装されてもよい。

[0070] (実施の形態のまとめ)

以上、説明したように、本発明の実施の形態によれば、カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値を基地局装置から受信する受信部と、自装置が所定の種別であるか否かに基づいて、前記受信された複数の閾値からカバレッジ拡張モードにおける判定に使用する閾値を選択する制御部と、前記選択されたカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値を、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用して、拡張されたカバレッジにおいて前記基地局装置と通信する通信部とを有するユーザ装置が提供される。

[0071] 上記の構成により、多数のユーザ装置 20 が、同一のセルに在圏している場合であっても、各ユーザ装置 20 の能力に応じた CE モードにおける判定に使用する閾値が個別に設定されるため、様々な状況において自装置がカバレッジ内であるかカバレッジ外であるかを正確に判定して表示することができる。すなわち、ユーザ装置の能力に応じたカバレッジ拡張モードを適用することができる。

[0072] 前記所定の種別は、BL (Bandwidth reduced Low complexity) - UE (User Equipment) であってもよい。当該構成により、ユーザ装置 20 は、自装置が BL - UE である場合と BL - UE でない場合とで、カバレッジの判定に使用する閾値を変更して適切なカバレッジ拡張動作を実行することができる。

[0073] 前記所定の種別は、UE カテゴリであってもよい。当該構成により、ユーザ装置 20 は、自装置の UE カテゴリに応じて、カバレッジの判定に使用する閾値を変更して適切なカバレッジ拡張動作を実行することができる。

[0074] 前記所定の種別は、非 BL - UE に対応する UE カテゴリであってもよい。当該構成により、ユーザ装置 20 は、自装置が non - BL - UE である場合の UE カテゴリに応じて、カバレッジの判定に使用する閾値を変更して適切なカバレッジ拡張動作を実行することができる。

[0075] 前記所定の種別は、BL - UE に対応する UE カテゴリであってもよい。

当該構成により、ユーザ装置 20 は、自装置が BLU-E である場合の UE カテゴリに応じて、カバレッジの判定に使用する閾値を変更して適切なカバレッジ拡張動作を実行することができる。

[0076] また、本発明の実施の形態によれば、ユーザ装置が所定の種別であるか否かに基づいて選択されるカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値をユーザ装置に送信する送信部と、前記カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値が、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用されて、拡張されたカバレッジにおいてユーザ装置と通信する通信部とを有する基地局装置が提供される。

[0077] 上記の構成により、多数のユーザ装置 20 が、同一のセルに在圏している場合であっても、各ユーザ装置 20 の能力に応じた CE モードにおける判定に使用する閾値が個別に設定されるため、様々な状況において自装置がカバレッジ内であるかカバレッジ外であるかを正確に判定して表示することができる。すなわち、ユーザ装置の能力に応じたカバレッジ拡張モードを適用することができる。

[0078] (実施形態の補足)

以上、本発明の実施の形態を説明してきたが、開示される発明はそのような実施形態に限定されず、当業者は様々な変形例、修正例、代替例、置換例等を理解するであろう。発明の理解を促すため具体的な数値例を用いて説明がなされたが、特に断りのない限り、それらの数値は単なる一例に過ぎず適切な如何なる値が使用されてもよい。上記の説明における項目の区分けは本発明に本質的ではなく、2以上の項目に記載された事項が必要に応じて組み合わせて使用されてよいし、ある項目に記載された事項が、別の項目に記載された事項に（矛盾しない限り）適用されてよい。機能ブロック図における機能部又は処理部の境界は必ずしも物理的な部品の境界に対応するとは限らない。複数の機能部の動作が物理的には1つの部品で行われてもよいし、あるいは1つの機能部の動作が物理的には複数の部品により行われてもよい。実施の形態で述べた処理手順については、矛盾の無い限り処理の順序を入れ

替えてもよい。処理説明の便宜上、基地局装置10及びユーザ装置20は機能的なブロック図を用いて説明されたが、そのような装置はハードウェアで、ソフトウェアで又はそれらの組み合わせで実現されてもよい。本発明の実施の形態に従って基地局装置10が有するプロセッサにより動作するソフトウェア及び本発明の実施の形態に従ってユーザ装置20が有するプロセッサにより動作するソフトウェアはそれぞれ、ランダムアクセスメモリ（RAM）、フラッシュメモリ、読み取り専用メモリ（ROM）、EPROM、EEPROM、レジスタ、ハードディスク（HDD）、リムーバブルディスク、CD-ROM、データベース、サーバその他の適切な如何なる記憶媒体に保存されてもよい。

[0079] また、情報の通知は、本開示で説明した態様／実施形態に限られず、他の方法を用いて行われてもよい。例えば、情報の通知は、物理レイヤシグナリング（例えば、DCI（Downlink Control Information）、UCI（Uplink Control Information））、上位レイヤシグナリング（例えば、RRC（Radio Resource Control）シグナリング、MAC（Medium Access Control）シグナリング、報知情報（MIB（Master Information Block）、SIB（System Information Block））、その他の信号又はこれらの組み合わせによって実施されてもよい。また、RRCシグナリングは、RRCメッセージと呼ばれてもよく、例えば、RRC接続セットアップ（RRC Connection Setup）メッセージ、RRC接続再構成（RRC Connection Reconfiguration）メッセージ等であってもよい。

[0080] 本開示において説明した各態様／実施形態は、LTE（Long Term Evolution）、LTE-A（LTE-Advanced）、SUPER 3G、IMT-Advanced、4G（4th generation mobile communication system）、5G（5th generation mobile communication system）、FRA（Future Radio Access）、NR（new Radio）、W-CDMA（登録商標）、GSM（登録商標）、CDMA2000、UMB（Ultra Mobile Broadband）、IEEE 802.11（Wi-Fi（登録商標））、IEEE 80

2. 16 (WiMAX (登録商標))、IEEE 802. 20、UWB (Ultra-WideBand)、Bluetooth (登録商標)、その他の適切なシステムを利用するシステム及びこれらに基づいて拡張された次世代システムの少なくとも一つに適用されてもよい。また、複数のシステムが組み合わされて (例えば、LTE 及び LTE-A の少なくとも一方と 5G との組み合わせ等) 適用されてもよい。

[0081] 本明細書で説明した各態様／実施形態の処理手順、シーケンス、フローチャート等は、矛盾の無い限り、順序を入れ替えてもよい。例えば、本開示において説明した方法については、例示的な順序を用いて様々なステップの要素を提示しており、提示した特定の順序に限定されない。

[0082] 本明細書において基地局装置 10 によって行われるとした特定動作は、場合によってはその上位ノード (upper node) によって行われることもある。基地局装置 10 を有する 1 つ又は複数のネットワークノード (network nodes) からなるネットワークにおいて、ユーザ装置 20 との通信のために行われる様々な動作は、基地局装置 10 及び基地局装置 10 以外の他のネットワークノード (例えば、MME 又は S-GW 等が考えられるが、これらに限られない) の少なくとも 1 つによって行われ得ることは明らかである。上記において基地局装置 10 以外の他のネットワークノードが 1 つである場合を例示したが、他のネットワークノードは、複数の他のネットワークノードの組み合わせ (例えば、MME 及び S-GW) であってもよい。

[0083] 本開示において説明した情報又は信号等は、上位レイヤ (又は下位レイヤ) から下位レイヤ (又は上位レイヤ) へ出力され得る。複数のネットワークノードを介して入出力されてもよい。

[0084] 入出力された情報等は特定の場所 (例えば、メモリ) に保存されてもよいし、管理テーブルを用いて管理してもよい。入出力される情報等は、上書き、更新、又は追記され得る。出力された情報等は削除されてもよい。入力された情報等は他の装置へ送信されてもよい。

[0085] 本開示における判定は、1 ビットで表される値 (0 か 1 か) によって行わ

れてもよいし、真偽値 (Boolean : true又はfalse) によって行われてもよいし、数値の比較 (例えば、所定の値との比較) によって行われてもよい。

[0086] ソフトウェアは、ソフトウェア、ファームウェア、ミドルウェア、マイクロコード、ハードウェア記述言語と呼ばれるか、他の名称で呼ばれるかを問わず、命令、命令セット、コード、コードセグメント、プログラムコード、プログラム、サブプログラム、ソフトウェアモジュール、アプリケーション、ソフトウェアアプリケーション、ソフトウェアパッケージ、ルーチン、サブルーチン、オブジェクト、実行可能ファイル、実行スレッド、手順、機能などを意味するよう広く解釈されるべきである。

[0087] また、ソフトウェア、命令、情報などは、伝送媒体を介して送受信されてもよい。例えば、ソフトウェアが、有線技術 (同軸ケーブル、光ファイバケーブル、ツイストペア、デジタル加入者回線 (DSL : Digital Subscriber Line) など) 及び無線技術 (赤外線、マイクロ波など) の少なくとも一方を使用してウェブサイト、サーバ、又は他のリモートソースから送信される場合、これらの有線技術及び無線技術の少なくとも一方は、伝送媒体の定義内に含まれる。

[0088] 本開示において説明した情報、信号などは、様々な異なる技術のいずれかを使用して表されてもよい。例えば、上記の説明全体に渡って言及され得るデータ、命令、コマンド、情報、信号、ビット、シンボル、チップなどは、電圧、電流、電磁波、磁界若しくは磁性粒子、光場若しくは光子、又はこれらの任意の組み合わせによって表されてもよい。

[0089] なお、本開示において説明した用語及び本開示の理解に必要な用語については、同一の又は類似する意味を有する用語と置き換えてもよい。例えば、チャンネル及びシンボルの少なくとも一方は信号 (シグナリング) であってもよい。また、信号はメッセージであってもよい。また、コンポーネントキャリア (CC : Component Carrier) は、キャリア周波数、セル、周波数キャリアなどと呼ばれてもよい。

[0090] 本開示において使用する「システム」及び「ネットワーク」という用語は

、互換的に使用される。

[0091] また、本開示において説明した情報、パラメータなどは、絶対値を用いて表されてもよいし、所定の値からの相対値を用いて表されてもよいし、対応する別の情報を用いて表されてもよい。例えば、無線リソースはインデックスによって指示されるものであってもよい。

[0092] 上述したパラメータに使用する名称はいかなる点においても限定的な名称ではない。さらに、これらのパラメータを使用する数式等は、本開示で明示的に開示したものと異なる場合もある。様々なチャネル（例えば、P U C C H、P D C C Hなど）及び情報要素は、あらゆる好適な名称によって識別できるので、これらの様々なチャネル及び情報要素に割り当てている様々な名称は、いかなる点においても限定的な名称ではない。

[0093] 本開示においては、「基地局（B S : Base Station）」、「無線基地局」、「基地局装置」、「固定局（fixed station）」、「N o d e B」、「e N o d e B（eNB）」、「g N o d e B（gNB）」、「アクセスポイント（access point）」、「送信ポイント（transmission point）」、「受信ポイント（reception point）」、「送受信ポイント（transmission/reception point）」、「セル」、「セクタ」、「セルグループ」、「キャリア」、「コンポーネントキャリア」などの用語は、互換的に使用され得る。基地局は、マクロセル、スモールセル、フェムトセル、ピコセルなどの用語で呼ばれる場合もある。

[0094] 基地局は、1つ又は複数（例えば、3つ）のセルを収容することができる。基地局が複数のセルを収容する場合、基地局のカバレッジエリア全体は複数のより小さいエリアに区分でき、各々のより小さいエリアは、基地局サブシステム（例えば、屋内用の小型基地局（R R H : Remote Radio Head）によって通信サービスを提供することもできる。「セル」又は「セクタ」という用語は、このカバレッジにおいて通信サービスを行う基地局及び基地局サブシステムの少なくとも一方のカバレッジエリアの一部又は全体を指す。

- [0095] 本開示においては、「移動局 (MS : Mobile Station)」、「ユーザ端末 (user terminal)」、「ユーザ装置 (UE : User Equipment)」、「端末」などの用語は、互換的に使用され得る。
- [0096] 移動局は、当業者によって、加入者局、モバイルユニット、加入者ユニット、ワイヤレスユニット、リモートユニット、モバイルデバイス、ワイヤレスデバイス、ワイヤレス通信デバイス、リモートデバイス、モバイル加入者局、アクセス端末、モバイル端末、ワイヤレス端末、リモート端末、ハンドセット、ユーザエージェント、モバイルクライアント、クライアント、又はいくつかの他の適切な用語で呼ばれる場合もある。
- [0097] 基地局及び移動局の少なくとも一方は、送信装置、受信装置、通信装置などと呼ばれてもよい。なお、基地局及び移動局の少なくとも一方は、移動体に搭載されたデバイス、移動体自体などであってもよい。当該移動体は、乗り物 (例えば、車、飛行機など) であってもよいし、無人で動く移動体 (例えば、ドローン、自動運転車など) であってもよいし、ロボット (有人型又は無人型) であってもよい。なお、基地局及び移動局の少なくとも一方は、必ずしも通信動作時に移動しない装置も含む。例えば、基地局及び移動局の少なくとも一方は、センサなどのIoT (Internet of Things) 機器であってもよい。
- [0098] また、本開示における基地局は、ユーザ端末で読み替えてもよい。例えば、基地局及びユーザ端末間の通信を、複数のユーザ装置20間の通信 (例えば、D2D (Device-to-Device)、V2X (Vehicle-to-Everything) などと呼ばれてもよい) に置き換えた構成について、本開示の各態様／実施形態を適用してもよい。この場合、上述の基地局装置10が有する機能をユーザ装置20が有する構成としてもよい。また、「上り」及び「下り」などの文言は、端末間通信に対応する文言 (例えば、「サイド (side) 」) で読み替えられてもよい。例えば、上りチャネル、下りチャネルなどは、サイドチャネルで読み替えられてもよい。
- [0099] 同様に、本開示におけるユーザ端末は、基地局で読み替えてもよい。この

場合、上述のユーザ端末が有する機能を基地局が有する構成としてもよい。

[0100] 本開示で使用する「判断(determining)」、「決定(determining)」という用語は、多種多様な動作を包含する場合がある。「判断」、「決定」は、例えば、判定(judging)、計算(calculating)、算出(computing)、処理(processing)、導出(deriving)、調査(investigating)、探索(looking up、search、inquiry) (例えば、テーブル、データベース又は別のデータ構造での探索)、確認(ascertaining)した事を「判断」「決定」したとみなす事などを含み得る。また、「判断」、「決定」は、受信(receiving) (例えば、情報を受信すること)、送信(transmitting) (例えば、情報を送信すること)、入力(input)、出力(output)、アクセス(accessing) (例えば、メモリ中のデータにアクセスすること)した事を「判断」「決定」したとみなす事などを含み得る。また、「判断」、「決定」は、解決(resolving)、選択(selecting)、選定(choosing)、確立(establishing)、比較(comparing)などした事を「判断」「決定」したとみなす事を含み得る。つまり、「判断」「決定」は、何らかの動作を「判断」「決定」したとみなす事を含み得る。また、「判断(決定)」は、「想定する(assuming)」、「期待する(expecting)」、「みなす(considering)」などで読み替えられてもよい。

[0101] 「接続された(connected)」、「結合された(coupled)」という用語、又はこれらのあらゆる変形は、2又はそれ以上の要素間の直接的又は間接的なあらゆる接続又は結合を意味し、互いに「接続」又は「結合」された2つの要素間に1又はそれ以上の中間要素が存在することを含むことができる。要素間の結合又は接続は、物理的なものであっても、論理的なものであっても、或いはこれらの組み合わせであってもよい。例えば、「接続」は「アクセス」で読み替えられてもよい。本開示で使用する場合、2つの要素は、1又はそれ以上の電線、ケーブル及びプリント電気接続の少なくとも一つを用いて、並びにいくつかの非限定的かつ非包括的な例として、無線周波数領域、マイクロ波領域及び光(可視及び不可視の両方)領域の波長を有する電磁エネルギーなどを用いて、互いに「接続」又は「結合」されると考えることができ

きる。

- [0102] 参照信号は、RS (Reference Signal) と略称することもでき、適用される標準によってパイロット (Pilot) と呼ばれてもよい。
- [0103] 本開示において使用する「に基づいて」という記載は、別段に明記されていない限り、「のみに基づいて」を意味しない。言い換えれば、「に基づいて」という記載は、「のみに基づいて」と「に少なくとも基づいて」の両方を意味する。
- [0104] 本開示において使用する「第1の」、「第2の」などの呼称を使用した要素へのいかなる参照も、それらの要素の量又は順序を全般的に限定しない。これらの呼称は、2つ以上の要素間を区別する便利な方法として本開示において使用され得る。したがって、第1及び第2の要素への参照は、2つの要素のみが採用され得ること、又は何らかの形で第1の要素が第2の要素に先行しなければならないことを意味しない。
- [0105] 上記の各装置の構成における「手段」を、「部」、「回路」、「デバイス」等に置き換えてもよい。
- [0106] 本開示において、「含む (include)」、「含んでいる (including)」及びそれらの変形が使用されている場合、これらの用語は、用語「備える (comprising)」と同様に、包括的であることが意図される。さらに、本開示において使用されている用語「又は (or)」は、排他的論理和ではないことが意図される。
- [0107] 無線フレームは時間領域において1つ又は複数のフレームによって構成されてもよい。時間領域において1つ又は複数の各フレームはサブフレームと呼ばれてもよい。サブフレームは更に時間領域において1つ又は複数のスロットによって構成されてもよい。サブフレームは、ニューメロロジ (numerology) に依存しない固定の時間長 (例えば、1 ms) であってもよい。
- [0108] ニューメロロジは、ある信号又はチャネルの送信及び受信の少なくとも一方に適用される通信パラメータであってもよい。ニューメロロジは、例えば、サブキャリア間隔 (SCS : SubCarrier Spacing)、帯域幅、シンボル長

、サイクリックプレフィックス長、送信時間間隔 (TTI : Transmission Time Interval) 、TTIあたりのシンボル数、無線フレーム構成、送受信機が周波数領域において行う特定のフィルタリング処理、送受信機が時間領域において行う特定のウィンドウイング処理などの少なくとも1つを示してもよい。

[0109] スロットは、時間領域において1つ又は複数のシンボル (OFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing) シンボル、SC-FDMA (Single Carrier Frequency Division Multiple Access) シンボル等) で構成されてもよい。スロットは、ニューメロロジに基づく時間単位であってもよい。

[0110] スロットは、複数のミニスロットを含んでもよい。各ミニスロットは、時間領域において1つ又は複数のシンボルによって構成されてもよい。また、ミニスロットは、サブスロットと呼ばれてもよい。ミニスロットは、スロットよりも少ない数のシンボルによって構成されてもよい。ミニスロットより大きい時間単位で送信されるPDSCH (又はPUSCH) は、PDSCH (又はPUSCH) マッピングタイプAと呼ばれてもよい。ミニスロットを用いて送信されるPDSCH (又はPUSCH) は、PDSCH (又はPUSCH) マッピングタイプBと呼ばれてもよい。

[0111] 無線フレーム、サブフレーム、スロット、ミニスロット及びシンボルは、いずれも信号を伝送する際の時間単位を表す。無線フレーム、サブフレーム、スロット、ミニスロット及びシンボルは、それぞれに対応する別の呼称が用いられてもよい。

[0112] 例えば、1サブフレームは送信時間間隔 (TTI : Transmission Time Interval) と呼ばれてもよいし、複数の連続したサブフレームがTTIと呼ばれてよいし、1スロット又は1ミニスロットがTTIと呼ばれてもよい。つまり、サブフレーム及びTTIの少なくとも一方は、既存のLTEにおけるサブフレーム (1ms) であってもよいし、1msより短い期間 (例えば、1-13シンボル) であってもよいし、1msより長い期間であってもよい

。なお、TTIを表す単位は、サブフレームではなくスロット、ミニスロットなどと呼ばれてもよい。

[0113] ここで、TTIは、例えば、無線通信におけるスケジューリングの最小時間単位のことをいう。例えば、LTEシステムでは、基地局が各ユーザ装置20に対して、無線リソース（各ユーザ装置20において使用することが可能な周波数帯域幅、送信電力など）を、TTI単位で割り当てるスケジューリングを行う。なお、TTIの定義はこれに限られない。

[0114] TTIは、チャンネル符号化されたデータパケット（トランスポートブロック）、コードブロック、コードワードなどの送信時間単位であってもよいし、スケジューリング、リンクアダプテーションなどの処理単位となってもよい。なお、TTIが与えられたとき、実際にトランスポートブロック、コードブロック、コードワードなどがマッピングされる時間区間（例えば、シンボル数）は、当該TTIよりも短くてもよい。

[0115] なお、1スロット又は1ミニスロットがTTIと呼ばれる場合、1以上のTTI（すなわち、1以上のスロット又は1以上のミニスロット）が、スケジューリングの最小時間単位となってもよい。また、当該スケジューリングの最小時間単位を構成するスロット数（ミニスロット数）は制御されてもよい。

[0116] 1msの時間長を有するTTIは、通常TTI（LTE Rel. 8-12におけるTTI）、ノーマルTTI、ロングTTI、通常サブフレーム、ノーマルサブフレーム、ロングサブフレーム、スロットなどと呼ばれてもよい。通常TTIより短いTTIは、短縮TTI、ショートTTI、部分TTI（partial又はfractional TTI）、短縮サブフレーム、ショートサブフレーム、ミニスロット、サブスロット、スロットなどと呼ばれてもよい。

[0117] なお、ロングTTI（例えば、通常TTI、サブフレームなど）は、1msを超える時間長を有するTTIで読み替えてもよいし、ショートTTI（例えば、短縮TTIなど）は、ロングTTIのTTI長未満かつ1ms以上のTTI長を有するTTIで読み替えてもよい。

- [0118] リソースブロック (RB) は、時間領域及び周波数領域のリソース割当単位であり、周波数領域において、1つ又は複数個の連続した副搬送波 (subcarrier) を含んでもよい。RBに含まれるサブキャリアの数は、ニューメロロジに関わらず同じであってもよく、例えば12であってもよい。RBに含まれるサブキャリアの数は、ニューメロロジに基づいて決定されてもよい。
- [0119] また、RBの時間領域は、1つ又は複数個のシンボルを含んでもよく、1スロット、1ミニスロット、1サブフレーム、又は1TTIの長さであってもよい。1TTI、1サブフレームなどは、それぞれ1つ又は複数のリソースブロックで構成されてもよい。
- [0120] なお、1つ又は複数のRBは、物理リソースブロック (PRB: Physical RB)、サブキャリアグループ (SCG: Sub-Carrier Group)、リソースエレメントグループ (REG: Resource Element Group)、PRBペア、RBペアなどと呼ばれてもよい。
- [0121] また、リソースブロックは、1つ又は複数のリソースエレメント (RE: Resource Element) によって構成されてもよい。例えば、1REは、1サブキャリア及び1シンボルの無線リソース領域であってもよい。
- [0122] 帯域幅部分 (BWP: Bandwidth Part) (部分帯域幅などと呼ばれてもよい) は、あるキャリアにおいて、あるニューメロロジ用の連続する共通RB (common resource blocks) のサブセットのことを表してもよい。ここで、共通RBは、当該キャリアの共通参照ポイントを基準としたRBのインデックスによって特定されてもよい。PRBは、あるBWPで定義され、当該BWP内で番号付けされてもよい。
- [0123] BWPには、UL用のBWP (UL BWP) と、DL用のBWP (DL BWP) とが含まれてもよい。UEに対して、1キャリア内に1つ又は複数のBWPが設定されてもよい。
- [0124] 設定されたBWPの少なくとも1つがアクティブであってもよく、UEは、アクティブなBWPの外で所定の信号/チャネルを送受信することを想定しなくてもよい。なお、本開示における「セル」、「キャリア」などは、「

BWP」で読み替えられてもよい。

- [0125] 上述した無線フレーム、サブフレーム、スロット、ミニスロット及びシンボルなどの構造は例示に過ぎない。例えば、無線フレームに含まれるサブフレームの数、サブフレーム又は無線フレームあたりのスロットの数、スロット内に含まれるミニスロットの数、スロット又はミニスロットに含まれるシンボル及びRBの数、RBに含まれるサブキャリアの数、並びにTTI内のシンボル数、シンボル長、サイクリックプレフィックス (CP: Cyclic Prefix) 長などの構成は、様々に変更することができる。
- [0126] 本開示において、例えば、英語でのa, an及びtheのように、翻訳により冠詞が追加された場合、本開示は、これらの冠詞の後に続く名詞が複数形であることを含んでもよい。
- [0127] 本開示において、「AとBが異なる」という用語は、「AとBが互いに異なる」ことを意味してもよい。なお、当該用語は、「AとBがそれぞれCと異なる」ことを意味してもよい。「離れる」、「結合される」などの用語も、「異なる」と同様に解釈されてもよい。
- [0128] 本開示において説明した各態様／実施形態は単独で用いてもよいし、組み合わせ用いてもよいし、実行に伴って切り替えて用いてもよい。また、所定の情報の通知 (例えば、「Xであること」の通知) は、明示的に行うものに限られず、暗黙的 (例えば、当該所定の情報の通知を行わない) ことによって行われてもよい。
- [0129] なお、本開示において、送信部210及び受信部220は、通信部の一例である。non-BL-UEは、非BL-UEの一例である。送信部110及び受信部120は、通信部の一例である。
- [0130] 以上、本開示について詳細に説明したが、当業者にとっては、本開示が本開示中に説明した実施形態に限定されるものではないということは明らかである。本開示は、請求の範囲の記載により定まる本開示の趣旨及び範囲を逸脱することなく修正及び変更態様として実施することができる。したがって、本開示の記載は、例示説明を目的とするものであり、本開示に対して何ら

制限的な意味を有するものではない。

[0131] 本国際特許出願は2019年2月22日に出願した日本国特許出願第2019-030370号に基づきその優先権を主張するものであり、日本国特許出願第2019-030370号の全内容を本願に援用する。

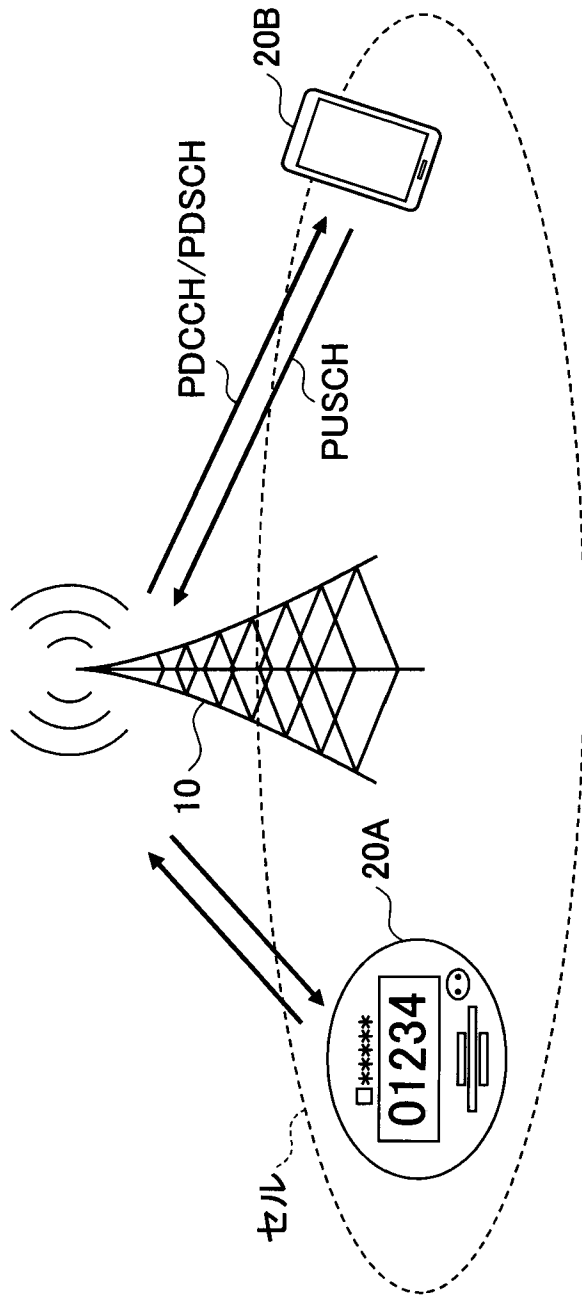
符号の説明

[0132]	10	基地局装置
	110	送信部
	120	受信部
	130	設定部
	140	制御部
	20	ユーザ装置
	210	送信部
	220	受信部
	230	設定部
	240	制御部
	1001	プロセッサ
	1002	記憶装置
	1003	補助記憶装置
	1004	通信装置
	1005	入力装置
	1006	出力装置

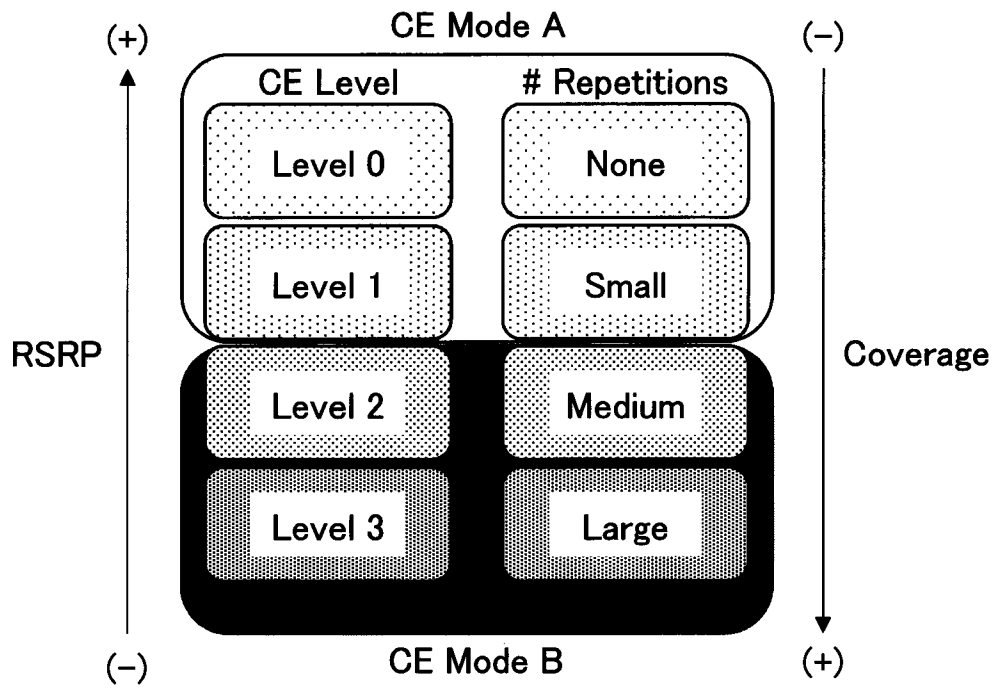
請求の範囲

- [請求項1] カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値を基地局装置から受信する受信部と、
- 自装置が所定の種別であるか否かに基づいて、前記受信された複数の閾値からカバレッジ拡張モードにおける判定に使用する閾値を選択する制御部と、
- 前記選択されたカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値を、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用して、拡張されたカバレッジにおいて前記基地局装置と通信する通信部とを有するユーザ装置。
- [請求項2] 前記所定の種別は、B L (Bandwidth reduced Low complexity) – U E (User Equipment) である請求項1記載のユーザ装置。
- [請求項3] 前記所定の種別は、U E カテゴリである請求項1記載のユーザ装置。
- 。
- [請求項4] 前記所定の種別は、非B L – U E に対応するU E カテゴリである請求項3記載のユーザ装置。
- [請求項5] 前記所定の種別は、B L – U E に対応するU E カテゴリである請求項3記載のユーザ装置。
- [請求項6] ユーザ装置が所定の種別であるか否かに基づいて選択されるカバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための複数の閾値をユーザ装置に送信する送信部と、
- 前記カバレッジ拡張モードにおける判定に使用するための閾値が、カバレッジ拡張モードにおけるカバレッジの判定に使用されて、拡張されたカバレッジにおいてユーザ装置と通信する通信部とを有する基地局装置。

[図1]



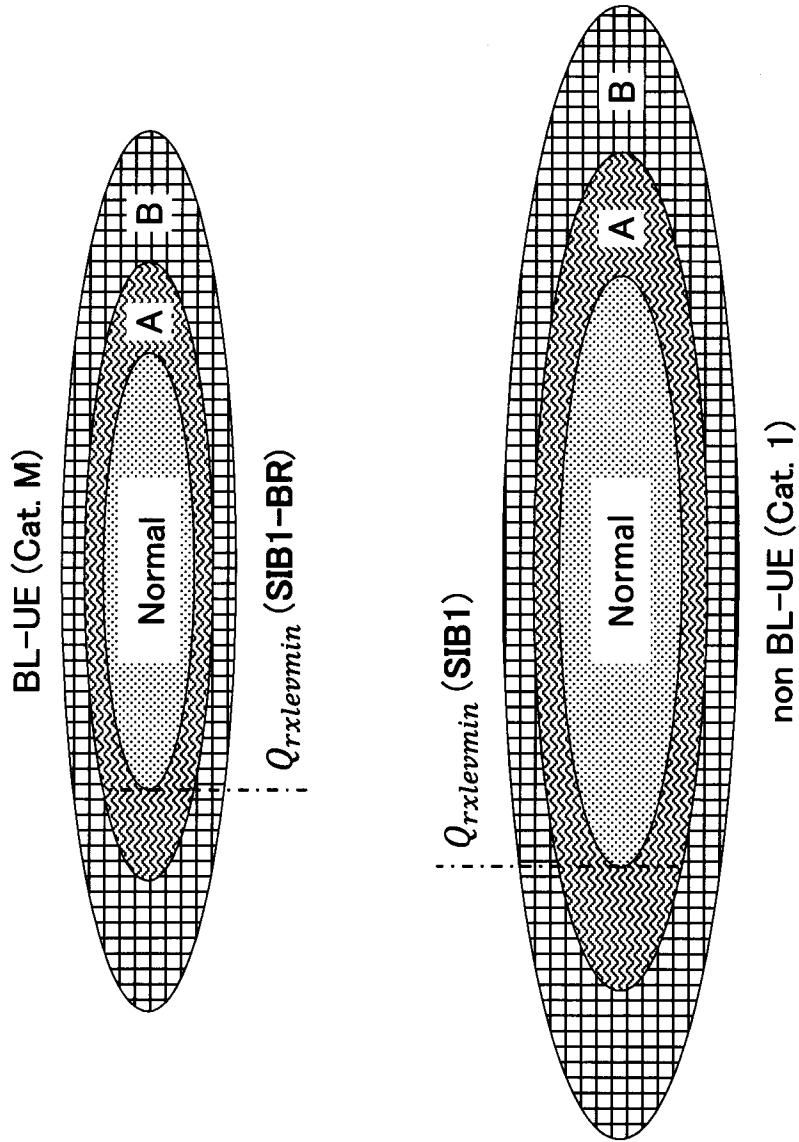
[図2]



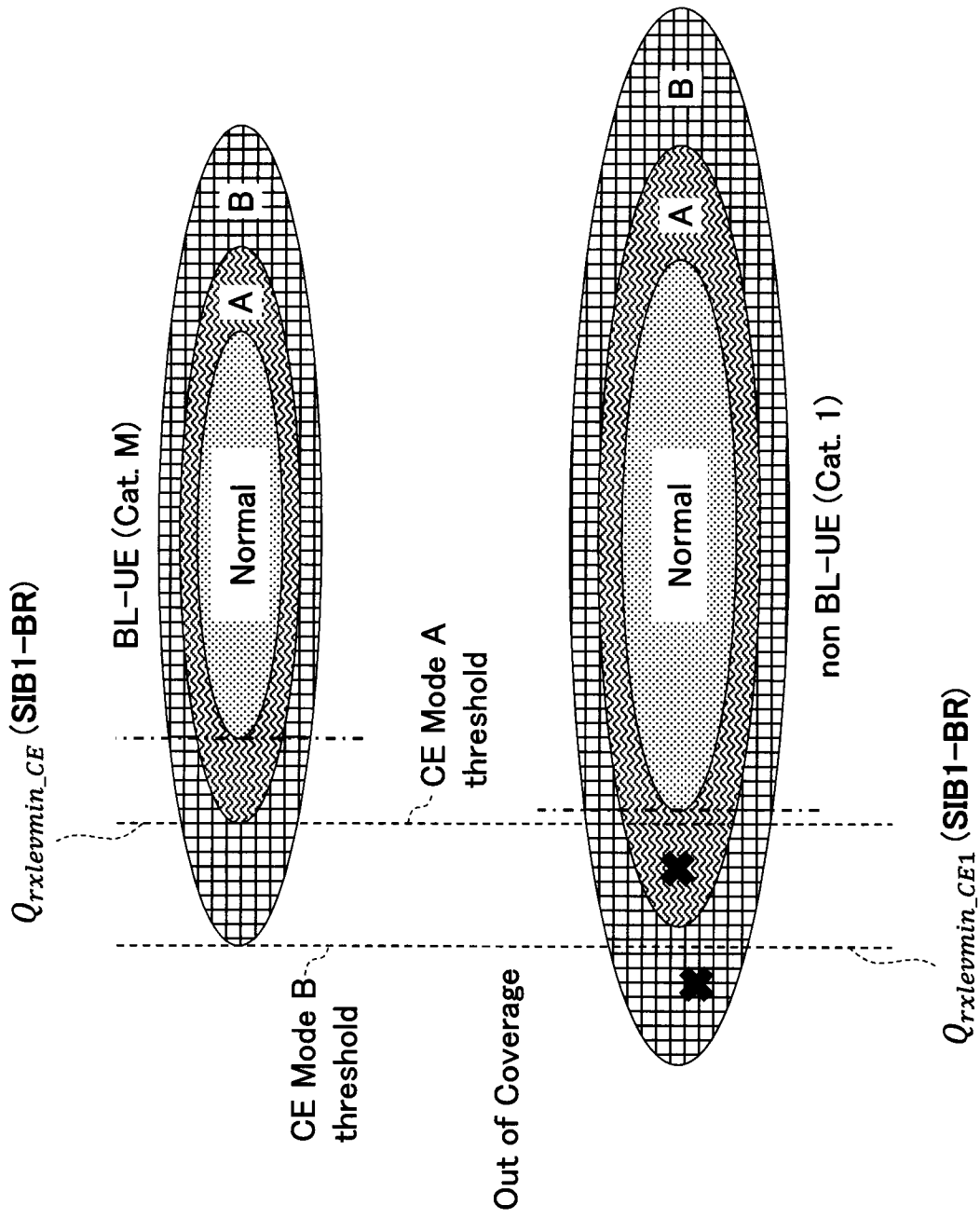
[図3]

カバレッジ	通常カバレッジ	拡張カバレッジ (CE Mode A)	拡張カバレッジ (CE Mode B)	カバレッジ外
受信レベル	$Q_{rxlevmeas} \geq Q_{rxlevmin}$	$Q_{rxlevmin} \geq Q_{rxlevmeas}$ $\geq Q_{rxlevmin_CE}$	$Q_{rxlevmin_CE} \geq Q_{rxlevmeas}$ $\geq Q_{rxlevmin_CE1}$	$Q_{rxlevmin_CE1} \geq Q_{rxlevmeas}$
品質レベル	$Q_{qualmeas} \geq Q_{qualmin}$	$Q_{qualmin} \geq Q_{qualmeas}$ $\geq Q_{qualmin_CE}$	$Q_{qualmin_CE} \geq Q_{qualmeas}$ $\geq Q_{qualmin_CE1}$	$Q_{qualmin_CE1} \geq Q_{qualmeas}$

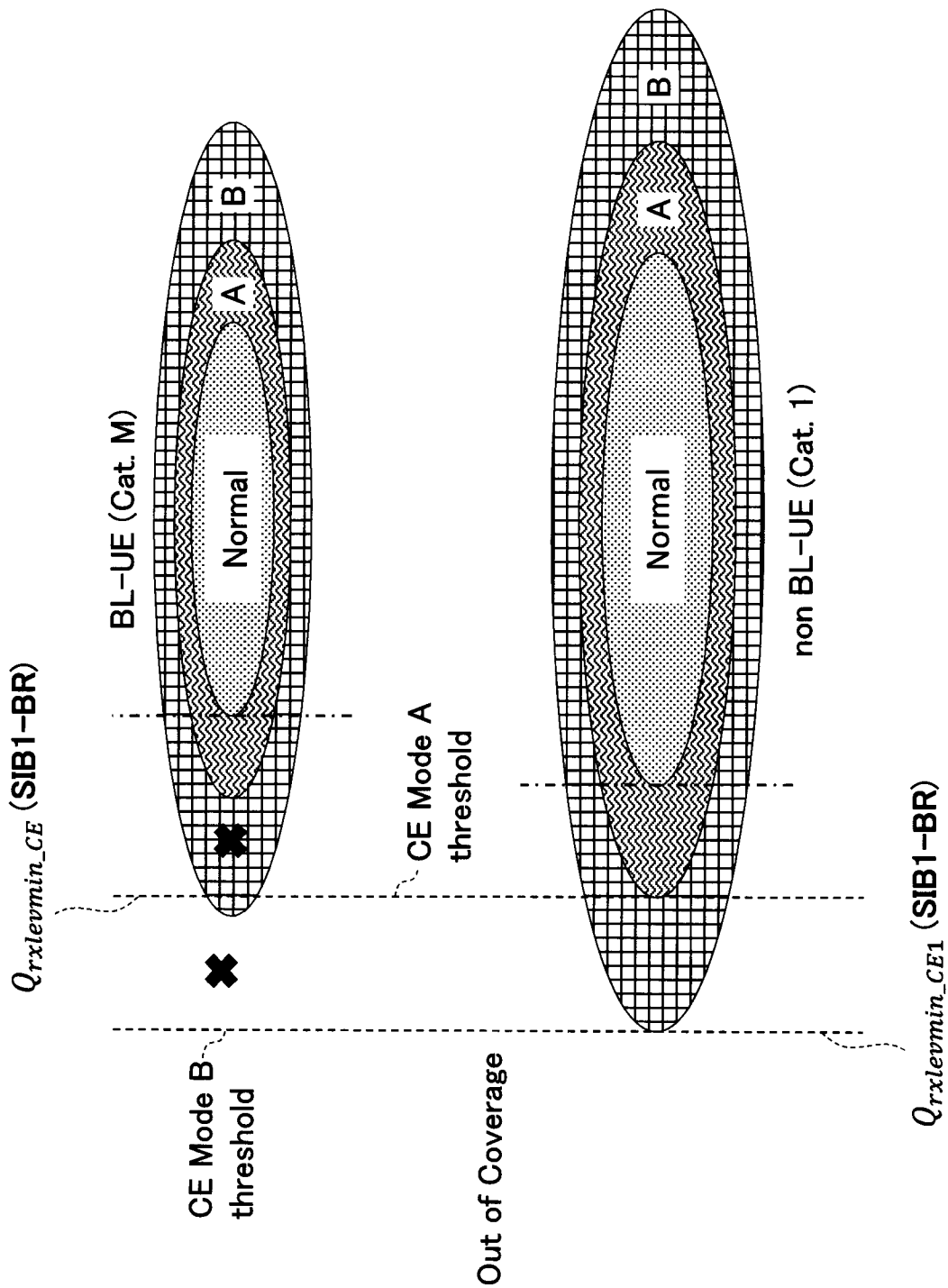
[図4]



[5]



[6]



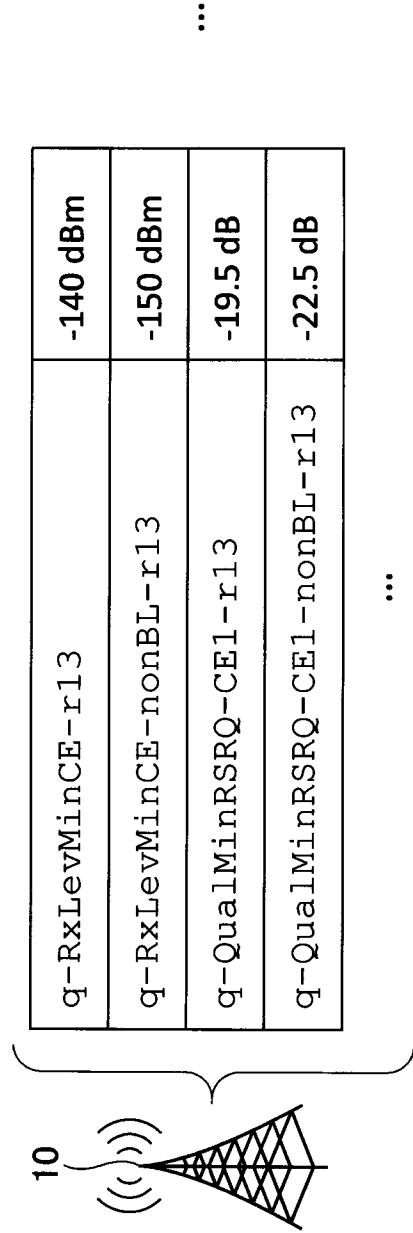
[7]

```

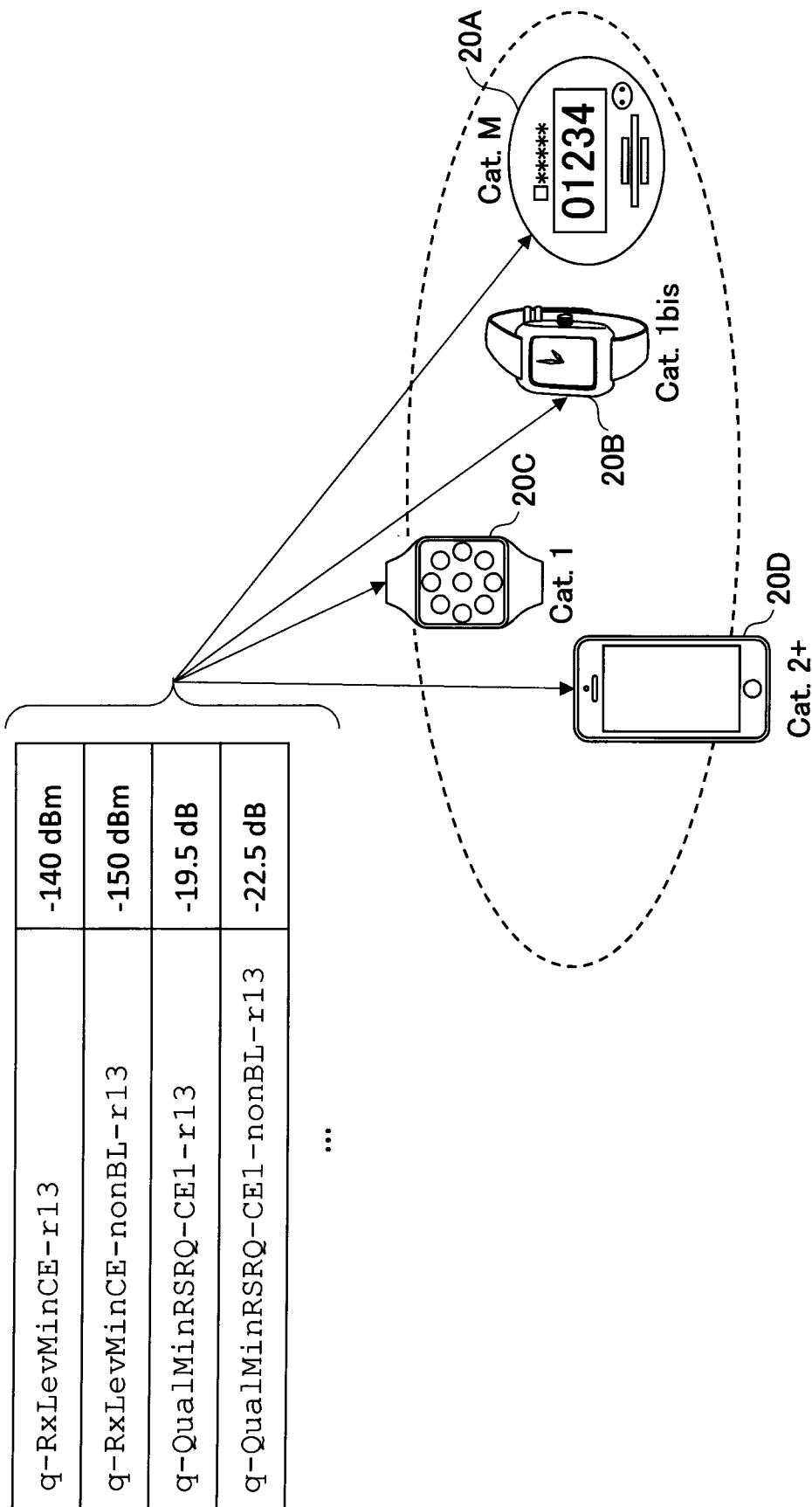
CellSelectionInfoCE-r13 ::= SEQUENCE {
    q-RxLevMinCE-r13          Q-RxLevMin,
    q-RxLevMinCE-nonBL-r13   Q-RxLevMin, OPTIONAL -- Need OR
    q-QualMinRSRQ-CE-r13     Q-QualMin-r9  OPTIONAL -- Need OR
    q-QualMinRSRQ-CE-nonBL-r13 Q-QualMin-r9  OPTIONAL -- Need OR
}
    
```

```

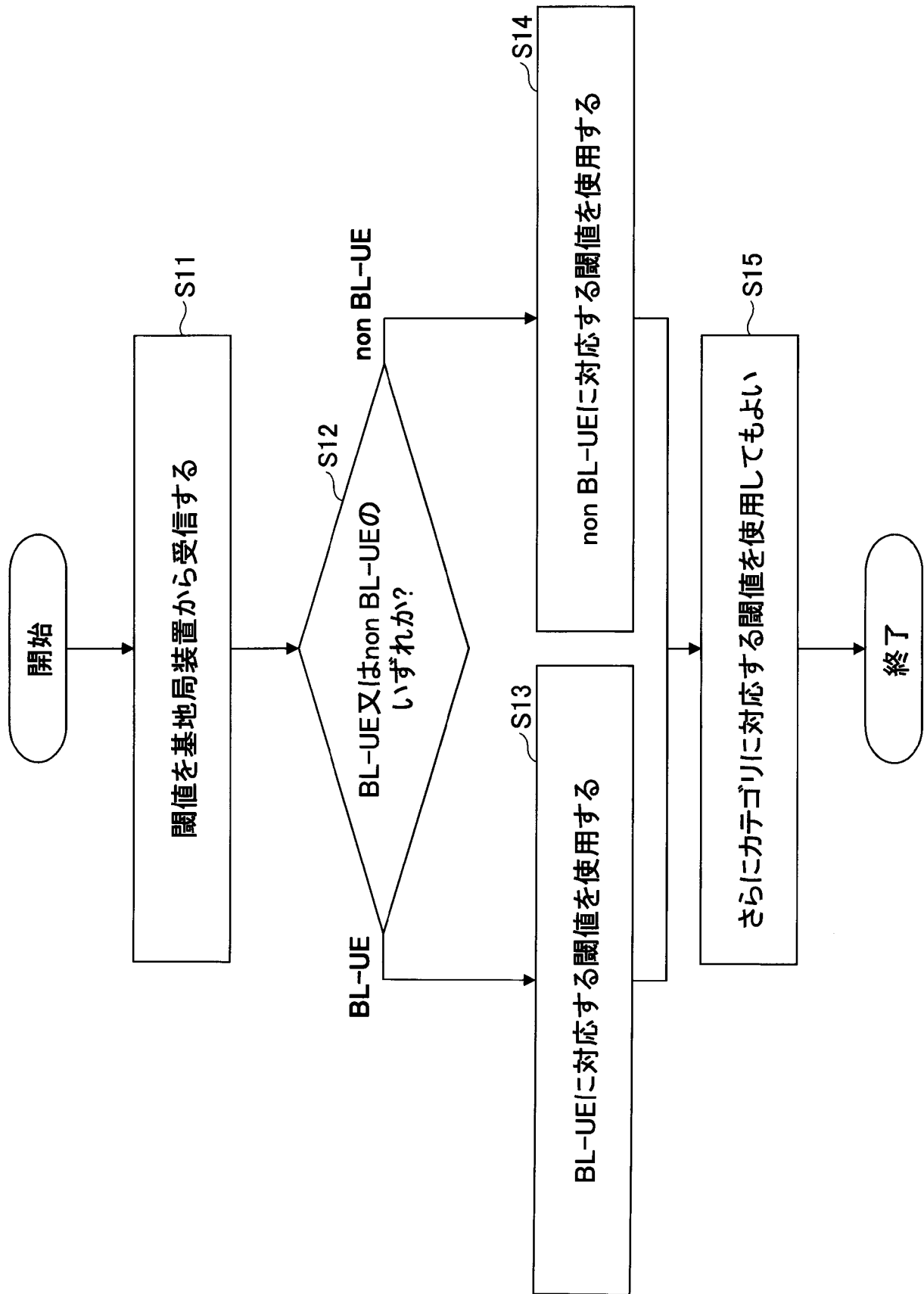
CellSelectionInfoCE1-r13 ::= SEQUENCE {
    q-RxLevMinCE1-r13        Q-RxLevMin,
    q-RxLevMinCE1-nonBL-r13  Q-RxLevMin, OPTIONAL -- Need OR
    q-QualMinRSRQ-CE1-r13    Q-QualMin-r9  OPTIONAL -- Need OR
    q-QualMinRSRQ-CE1-nonBL-r13 Q-QualMin-r9  OPTIONAL -- Need OR
}
    
```



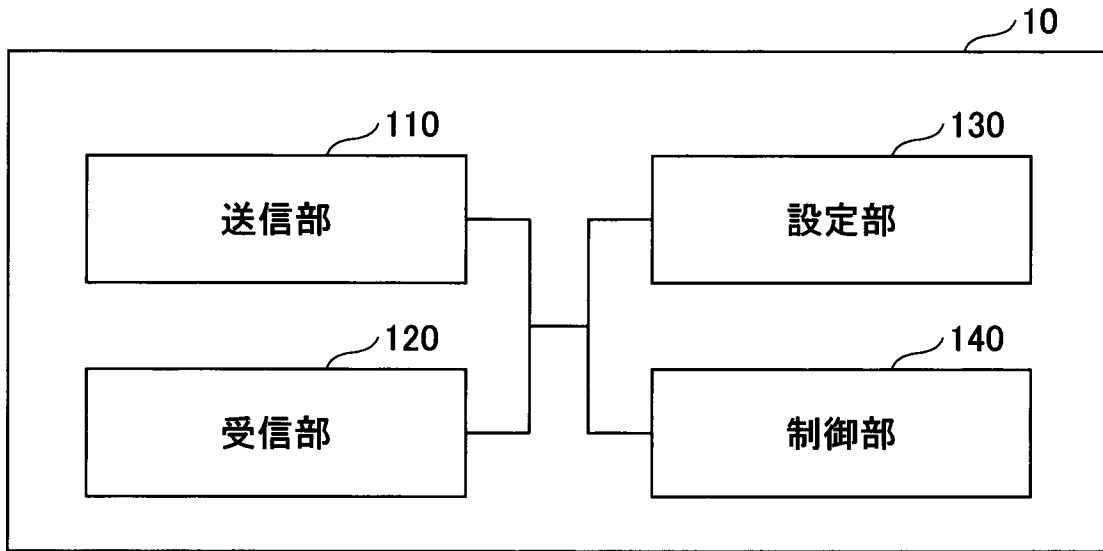
[図8]



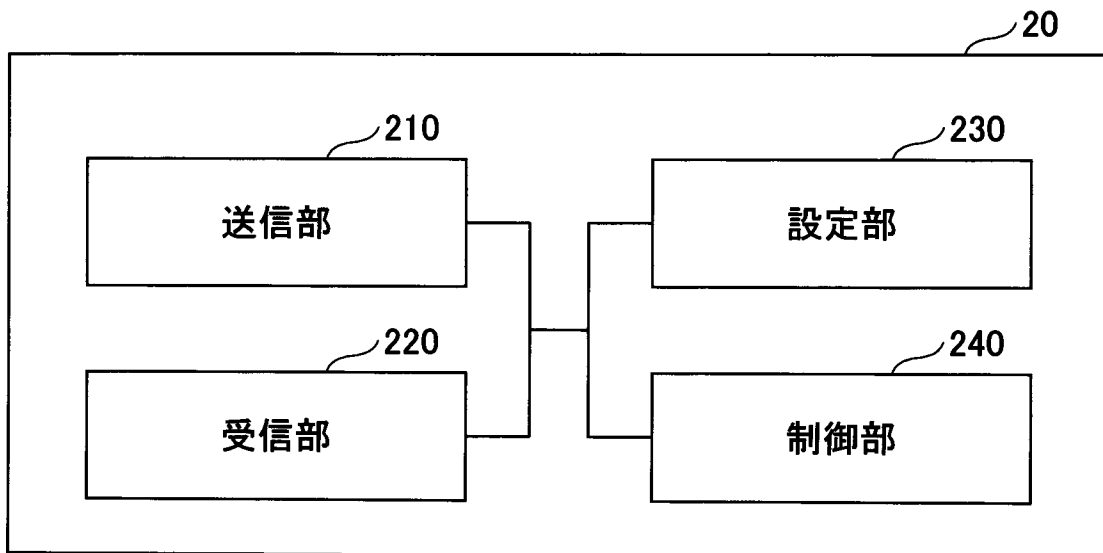
[図10]



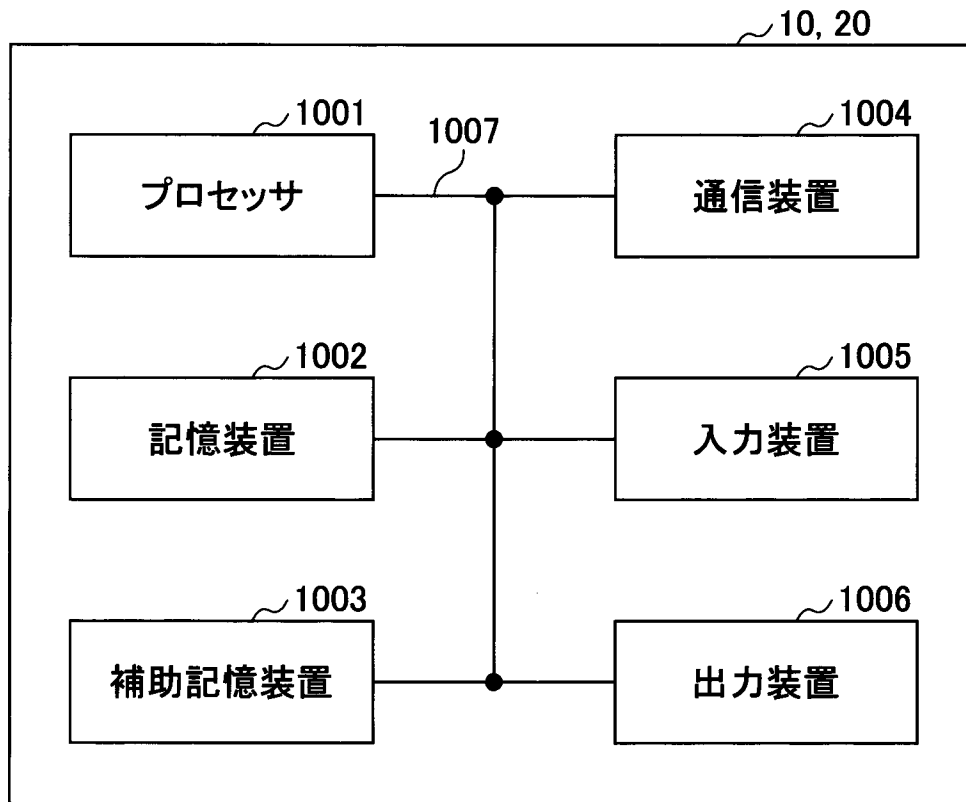
[図11]



[図12]



[図13]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2020/006892

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
H04W 8/22 (2009.01)i; H04W 72/04 (2009.01)i; H04W 4/70 (2018.01)i; H04W 28/18 (2009.01)i; H04W 48/08 (2009.01)i FI: H04W4/70; H04W8/22; H04W48/08; H04W28/18 110; H04W72/04 131 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) H04W8/22; H04W72/04; H04W4/70; H04W28/18; H04W48/08		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Published examined utility model applications of Japan		1922-1996
Published unexamined utility model applications of Japan		1971-2020
Registered utility model specifications of Japan		1996-2020
Published registered utility model applications of Japan		1994-2020
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2018-26738 A (NTT DOCOMO, INC.) 15.02.2018 (2018-02-15) paragraphs [0022]-[0024], [0031]-[0037], [0045], [0048]	1-6
P, X	NTT DOCOMO INC., "CE Mode Threshold Adjustments for non-BL and BLUE" [online], 3GPP TSG RAN WG2 #108 R2-1914474, 08 November 2019	1-6
P, X	NTT DOCOMO INC., "CE Mode Threshold Adjustments for non-BL and BLUE in Standalone" [online], 3GPP TSG RAN WG2 #106 R2-1908080, 09 May 2019 pp. 1-7	1-6
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 10 March 2020 (10.03.2020)		Date of mailing of the international search report 31 March 2020 (31.03.2020)
Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan		Authorized officer Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.
PCT/JP2020/006892

Patent Documents referred in the Report	Publication Date	Patent Family	Publication Date
JP 2018-26738 A	15 Feb. 2018	(Family: none)	

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） H04W 8/22(2009.01)i; H04W 72/04(2009.01)i; H04W 4/70(2018.01)i; H04W 28/18(2009.01)i; H04W 48/08(2009.01)i FI: H04W4/70; H04W8/22; H04W48/08; H04W28/18 110; H04W72/04 131		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） H04W8/22; H04W72/04; H04W4/70; H04W28/18; H04W48/08 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922 - 1996年 日本国公開実用新案公報 1971 - 2020年 日本国実用新案登録公報 1996 - 2020年 日本国登録実用新案公報 1994 - 2020年 国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2018-26738 A (株式会社NTTドコモ) 15.02.2018 (2018-02-15) 段落 [0022] - [0024], [0031] - [0037], [0045], [0048]	1-6
P, X	NTT DOCOMO Inc., CE Mode Threshold Adjustments for non-BL and BL UE[online], 3GPP TSG RAN WG2 #108 R2-1914474, 2019.11.08 P.1-P.11	1-6
P, X	NTT DOCOMO Inc., CE Mode Threshold Adjustments for non-BL and BL UE in Standalone[online], 3GPP TSG RAN WG2 #106 R2-1908080, 2019.05.09 P.1-P.7	1-6
<input type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input checked="" type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー “A” 特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの “E” 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの “L” 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） “O” 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 “P” 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献 “T” 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と抵触するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの “X” 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの “Y” 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの “&” 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日	10.03.2020	国際調査報告の発送日 31.03.2020
名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	権限のある職員（特許庁審査官） 深津 始 5J 4809 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	

国際調査報告
パテントファミリーに関する情報

国際出願番号

PCT/JP2020/006892

引用文献	公表日	パテントファミリー文献	公表日
JP 2018-26738 A	15.02.2018	(ファミリーなし)	